

串本町農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1 募集人数

- (1) 農業委員 14名
- (2) 農地利用最適化推進委員 8名

2 任期

- (1) 農業委員
令和5年7月20日から令和8年7月19日まで
- (2) 農地利用最適化推進委員
委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

3 職務内容

- (1) 農業委員
農地転用、農地権利移動、農地の違反転用の防止・解消などの農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項について審議や現地調査等を行うほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消など、農地の利用の最適化に関する事項の審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（10日前後）の開催となります。
- (2) 農地利用最適化推進委員
担当地区における農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積や、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を進めるための現場活動が主な職務となります。また、必要に応じ農業委員会の会議に出席し報告等を行います。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業委員
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の全てに該当する者。
 - ① 串本町に住所を有する者。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。
 - ② 串本町の職員でない者
 - ③ 串本町暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でない者
- (2) 農地利用最適化推進委員
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の全てに該当する者。
 - ① 串本町に住所を有する者
 - ② 串本町の職員でない者
 - ③ 串本町暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でない者

5 推薦・応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、串本町役場産業課内（農業委員会事務局）へ持参にて提出してください。なお、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※郵送、メール及びFAXによる提出は受け付けません。

(1) 募集期間 （定員に満たなかったため推進委員の募集期間を延長します）

令和5年2月20日（月）から令和5年6月20日（火）まで

（当初募集期間：令和5年2月20日（月）から令和5年3月20日（月））

※開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

(2) 様式の入手方法

申込書の様式等は、役場産業課（農業委員会事務局）及び町内各JA窓口に備えるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

6 候補者の選定

串本町農業委員候補者評価委員会及び串本町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が提出された書類をもとに選定します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

7 選考の結果

選考の結果は、選考後速やかに本人宛に通知します。

8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的には使用することはありません。

9 推薦・応募状況の公表

推薦及び応募の状況は、推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、法令に基づき住所、連絡先を除き全て公表することとなります。

10 問い合わせ先

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

串本町役場産業課（農業委員会事務局）

電話 0735-62-0558